

平成14年 7月18日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 J ス ト リ ー ム
本社所在地	東京都港区赤坂六丁目 3 番18号
代表者氏名	代表取締役社長 白 石 清 (コード番号：4308 東証マザーズ)
問い合わせ先	取締役 C F O 管理部長 兼広報 I R 室長 菅 井 毅 電話 03-3560-7101

## 新株予約権(ストックオプション)の発行内容等に関するお知らせ

当社は平成14年 7月18日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20、第280条ノ2の規定及び平成14年 6月26日開催の当社第5期定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な発行内容について、下記のとおり決議しましたのでお知らせ致します。

### 記

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 1 . 新株予約権の発行日           | 平成14年 7月18日         |
| 2 . 新株予約権の発行数           | 595個 ( 1 個につき 1 株 ) |
| 3 . 新株予約権の発行価格          | 無償とする               |
| 4 . 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式595株          |

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 ( 又は併合 ) の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設併合を行い本件新株予約権が継承される場合又は当社が新設分割若しくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。  
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

- |                               |                                 |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 5 . 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 143,990,000円 ( 1 株につき242,000円 ) |
|-------------------------------|---------------------------------|

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行 ( 時価発行として行う公募増資及び新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。 ) を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 新株予約権の行使期間  
平成16年7月1日から  
平成20年6月30日まで
7. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。  
新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。  
新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。  
その他の条件は、当社第5期定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうちの資本組入額  
71,995,000円（1株につき121,000円）
9. 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
10. 申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳  
当社の取締役5名及び従業員69名
11. 勧誘の相手先が提出会社に関係する会社として定義府令第三条の二第二項各号に規定する会社の取締役又は従業員である場合には、当該会社と提出会社との関係  
該当なし
12. 当社と勧誘の相手方との間の取決めの内容

本件新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が7.新株予約権の行使の条件に定める規定により、権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を消却することができ、この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

<ご参考>

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日  
平成14年5月22日
- (2) 定時株主総会の決議日  
平成14年6月26日

以上